

平成 29 年度当初予算編成方針

【松島町をとりまく状況】

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、「成長と分配の好循環」の実現に向け「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、消費税率引き上げの延期を行いながら「経済・財政再生計画」の枠組みの下、適切な経済財政運営に努めるとしている。

また、10月の内閣府月例経済報告において我が国の経済は、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」との報告もされている。

しかし、本町の税収は、人口減少や生産年齢人口の減少などから引き続き基幹税目の住民税及び固定資産税が横ばい若しくは減少が見込まれており、その他の収入においても大幅な増収は期待できず、厳しい状況が続く見込みである。

このような状況下においても、本町では町民の負託に応えるべき事務事業を実施してきており、とりわけ東日本大震災からの復旧・復興事業については、総力を挙げて実施してきている。

平成28年度において計画事業はほぼ着工され5割弱の事業が完了し、平成29年度には7割の事業が完了する見通しとなっており、着実に進捗している。しかし、まだまだ町民の不安解消には至っていない事業もあることから、さらに「震災からの復興の加速化」を図っていかねばならない。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、今後の課題として特に直接的に本町に関わるものとして「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に基づく地方創生の深化を実現する政策の推進などを掲げている。これらの取り組みにより、住民が、本町の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会の形成などができると期待している。

新たな松島町長期総合計画がスタートし2年目を迎えることになる平成29年度においては、掲げた目標を達成するために確実な一歩を踏み出さなければならない。同時に、財政の健全化は常に意識しておかなければならない事項であり、国の施策、社会情勢、財政運営の動向を注視、把握しながら環境の変化に対応して

いく必要がある。

【本町の財政状況】

平成 27 年度における一般財源の地方税の歳入は、前年度に対し 747 万円の減となり、普通交付税（臨時財政対策債を含む。）は 3,400 万円の減となった。

また、財政健全化判断比率のうち地方債償還等の負担の大きさを見る実質公債費比率については 9.0%で、前年度と比較し上昇しているが単年度で比較すると前年度より改善されている。

一方、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の大きさを見る将来負担比率については 74.8%で前年度より比率は上昇している状況である。これは、財政調整基金の残高のうち充当可能額が減少したことによるものであり、地方債現在高は減少しているものの将来の財政運営を厳しくする可能性がある。

財政調整基金は東日本大震災以降に残高が増加しているが、この主たる要因は震災復興特別交付税の制度（概算払い・完了後精算）に起因しており、いずれ復旧・復興事業の完了に伴い相当な金額を返還しなければならず、決して安心できるような財政調整基

金の残高ではない。

また、財政構造の弾力性を見る経常収支比率は3.1%悪化し89.8%となったが、これは人件費が前年度に対し8,471万円の増、一部事務組合に対する負担金を含む補助費等が前年度に対し9,305万円増、下水道事業等への繰出金が7億9,394万円増となっていることなどが要因となっており、今後、一般財源の総額を確保するためには職員数の適正化や事業のスクラップ・アンド・ビルドの実効が必要となる。

【平成29年度の基本方針及び財政見通し】

平成29年度予算編成では、引き続き復旧・復興事業の早期完遂を目指し、特に松島海岸観光エリアの集中復興に全力で取り組む必要がある。かつ、平成28年3月に策定された長期総合計画の重点主要プロジェクトに係る事業及び地方創生総合戦略の具体的事業を着実に推進し目標達成に向けた一歩を踏み出さなければならない。

この他にも町が現在取り組むべき課題はたくさんあるが、厳しい社会経済状況においても実施可能な事業からスピード感をもつ

て進めていくことが重要となる。

一方、事業を実施するうえで大切なのは財源であり、松島町財政見通しの歳入では、町税収入がいまだ震災前の水準に達しておらず、町県民税・固定資産税・法人町民税についても、今後増加する要因が乏しい状況である。

また、地方交付税については8月の概算要求においては「極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保」することとし要求しているものの、地方交付税総額の出口ベースで4.4%の減、7,414億円の減となっている。これを単純に松島町に置きかえた場合、地方交付税は8,000万円程減となる見込みである。

歳出面では、復興事業等により建設された施設の増加により維持管理費は確実に増加すると見込まれ、今後、避難道路整備及び下水道事業の雨水施設の完成によりさらに維持管理費が加算される。

また、現存施設についても老朽化等により維持管理費も膨大となっていくことが明らかであり、施設の統廃合も含めた適正化を

考えていかなければならない。そして、少子高齢化がさらに進行していくことが予想されており扶助費といった社会保障費等にも対応が求められている。

このような中、松島町が東日本大震災からの確実な復興と、将来にわたって特色を活かした持続可能なまちづくりを果たすためには財政の健全化堅持は絶対に必要である。

「歳入は横ばいか減少、歳出は増加」という財政運営には限界があり、新規事業の必要性の十分な精査、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、事業の優先順位の精査、コスト意識など行政運営から将来を見据えた行政経営へ意識改革を心がけ、職員一人一人の知恵と工夫と理解が必要不可欠である。

町民が行政に対し、何を求め、何を期待しているのかを受けとめ、

「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち・松島」を実現できる予算となるよう職員一人一人が予算編成の主体となって取り組まれない。

【留意事項】

1. 当初予算は年間予算として編成することとし、原則、補正予算は法令若しくは制度の改正等、その後に生じた災害等特別の事由に基づくものに限定すること。
2. 復興事業については、原則、国県支出金及び東日本大震災復興交付金基金並びに震災復興基金を財源とし実施することとする。今後も、復興のための事業は国費等による支援を基本とすること。
3. 普通建設事業については実施計画事業で採択された事業のみとし内示額を上限とすること。
4. 松島のまちづくりのためにはどの事業が本当に必要なのか、各事業について各課・班等で廃止又は縮小、継続かの検討を行うこと。復興事業等と合わせ単独事業が増大していることから、通常事業等の「必要性」・「緊急性」・「優先性」を見極めること。
5. 早急に解決すべき懸案事項、決算において指摘された事項、予算査定または執行の際に指摘を受けた事項については、十分に検討を加え改善するとともに、議会及び監査委員からの指摘・要望事項についても慎重に検討したうえで予算要求に対応すること。
6. 消費税率の引き上げが平成 31 年 10 月に延期されたことから、予算要求にあたっては消費税率 8%で積算すること。
7. 課内・班内等で必ず予算案の打合せを課長・班長等と行い、当初予算ヒアリングにのぞむこと。